

(仮称) 北区公民連携推進条例の制定に向けた検討会設置要綱

6 北政企第 5782 号

令和 7 年 3 月 25 日 区長決裁

(目的)

第 1 条 公民連携の推進に関し必要な事項を定める(仮称)北区公民連携推進条例(以下「条例」という。)の制定等について検討を行うため、(仮称)北区公民連携推進条例の制定に向けた検討会(以下「検討会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 検討会は、前条に規定する目的を達成するため、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 条例及び条例に係るガイドラインの制定に関すること。
- (2) 前号のガイドラインに基づき区が実施する公民連携の推進に係る事業の検討に関すること。
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、区長が必要と認める事項

(構成)

第 3 条 検討会は、次に掲げる者につき、区長が委嘱する委員をもって組織する。

- (1) 学識経験者 2 名程度
- (2) 民間団体構成員 5 名程度
- (3) 金融機関関係者 2 名程度
- (4) 公募による区民 3 名程度

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、委嘱の日から第 1 条に規定する検討が完了した日までとする。

(会長及び副会長)

第 5 条 検討会に会長及び副会長を置き、委員の互選により選出する。

- 2 会長は、検討会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(検討会の招集)

第 6 条 検討会は、会長が招集する。

- 2 検討会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 検討会の会議は、公開とする。

(委員以外の者の出席)

第7条 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を検討会に出席させ、意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 検討会の庶務は、しごと連携担当室しごと連携担当課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和7年3月25日から施行する。